

令和5年11月定例会

厚生委員会資料
(市民生活部)

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例新旧対照表

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|--|-----|------|------|--|-----|------|------|
| 第1条～第12条 (略) 別表 (第3条関係) | | | | 第1条～第12条 (略) 別表 (第3条関係) | | | |
| 施設 | 使用料 | | | 施設 | 使用料 | | |
| | 区分 | 単位 | 金額 | | 区分 | 単位 | 金額 |
| 浴室 | 一般 | 1人1回 | 500円 | 浴室 | 一般 | 1人1回 | 400円 |
| | 小学生 | つき | 250円 | | 小学生 | つき | 200円 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 備考 浴室の使用に係る回数券 (12回使用券) は、一般 5,000円、小学生2,500円とする。 | | | | 備考 浴室の使用に係る回数券 (12回使用券) は、一般 4,000円、小学生2,000円とする。 | | | |

使用料等改定施設概要書 (No. 001)

所管部局 (市民生活部)

- 1 名称 秋田市河辺岩見温泉交流センター
- 2 所在地 秋田市河辺三内字外川原101番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造一部鉄筋コンクリート造平屋建
 - (2) 面積 602.21㎡
 - (3) 開設年月 平成28年10月
 - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 64,950人
 - (6) 貸出区分・料金体系

| 貸出区分名 | 単位 | 使用料金 | | |
|-------|-----------------|------|--------|--------|
| | | | 改定前料金 | 改定後料金 |
| 浴室使用料 | 1回 | 一般 | 400円 | 500円 |
| | | 小学生 | 200円 | 250円 |
| | 回数券 (12回使用券) | 一般 | 4,000円 | 5,000円 |
| | | 小学生 | 2,000円 | 2,500円 |

4 施設写真



秋田市市民サービスセンター条例新旧対照表

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|---------------|-------------|----------------------------------|---------------|---------------|-------------|--------------------------|----------------------------------|
| 第1条～第17条 (略) | | | | 第1条～第17条 (略) | | | |
| 別表(第5条、第6条関係) | | | | 別表(第5条、第6条関係) | | | |
| 施設名 | 区分 | 単位 | 金額 | 施設名 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 多目的 | (略) | | | 多目的 | (略) | | |
| ホール | 営利を目的とする場合 | 使用面積500平方メートル未満のもの1時間につき | <u>2,460円</u> | ホール | 営利を目的とする場合 | 使用面積500平方メートル未満のもの1時間につき | <u>2,090円</u> |
| | | 使用面積500平方メートル以上のもの1時間につき | <u>4,930円</u> | | | 使用面積500平方メートル以上のもの1時間につき | <u>4,190円</u> |
| 地域文化ホール | (略) | | | 地域文化ホール | (略) | | |
| ホール | 営利を目的とする場合 | 使用面積250平方メートル未満のもの1時間につき | <u>1,850円</u> | ホール | 営利を目的とする場合 | 使用面積250平方メートル未満のもの1時間につき | <u>1,570円</u> |
| | | 使用面積250平方メートル以上のもの1時間につき | <u>4,930円</u> | | | 使用面積250平方メートル以上のもの1時間につき | <u>4,190円</u> |
| 体育館 | 入場料を徴収しない場合 | (略) | | 体育館 | 入場料を徴収しない場合 | (略) | |
| | | 市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。 | 1時間につき | <u>640円</u> | | | 市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。 |
| | | その他の催しに使用するとき。 | <u>1,260円</u> | | | その他の催しに使用するとき。 | <u>1,070円</u> |

| | | | | | | | |
|-----------------|------------|---------------------------------------|----------------|-----------------|------------|---------------------------------------|----------------|
| | 入場料を徴収する場合 | 体育に使用するとき。 | <u>1,070円</u> | | 入場料を徴収する場合 | 体育に使用するとき。 | <u>910円</u> |
| | | その他の催しに使用するとき。 | <u>3,740円</u> | | | その他の催しに使用するとき。 | <u>3,180円</u> |
| | 営利を目的とする場合 | | <u>13,390円</u> | | 営利を目的とする場合 | | <u>11,380円</u> |
| 和室および洋室 | (略) | | | 和室および洋室 | (略) | | |
| | 営利を目的とする場合 | 使用面積50平方メートル未満のもの1室1時間につき | <u>250円</u> | | 営利を目的とする場合 | 使用面積50平方メートル未満のもの1室1時間につき | <u>210円</u> |
| | | 使用面積50平方メートル以上100平方メートル未満のもの1室1時間につき | <u>480円</u> | | | 使用面積50平方メートル以上100平方メートル未満のもの1室1時間につき | <u>410円</u> |
| | | 使用面積100平方メートル以上150平方メートル未満のもの1室1時間につき | <u>980円</u> | | | 使用面積100平方メートル以上150平方メートル未満のもの1室1時間につき | <u>830円</u> |
| | | 使用面積150平方メートル以上のもの1室1時間につき | <u>1,470円</u> | | | 使用面積150平方メートル以上のもの1室1時間につき | <u>1,250円</u> |
| 音楽室、調理室および陶芸工作室 | (略) | | | 音楽室、調理室および陶芸工作室 | (略) | | |
| | 営利を目的とする場合 | 1室1時間につき | <u>480円</u> | | 営利を目的とする場合 | 1室1時間につき | <u>410円</u> |
| 備考 | (略) | | | 備考 | (略) | | |

使用料等改定対象施設概要書 (No. 002～009)

所管部局 (市民生活部)

- 1 名称 秋田市西部市民サービスセンター (No. 002)
- 2 所在地 秋田市新屋扇町13番34号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨3階建
 - (2) 面積 3,643.69㎡
 - (3) 開設年月 平成21年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 46,456人

4 施設写真



- 1 名称 秋田市北部市民サービスセンター (No. 003)
- 2 所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨3階建
 - (2) 面積 5,581.54㎡
 - (3) 開設年月 平成23年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 77,053人

4 施設写真



- 1 名称 秋田市河辺市民サービスセンター (No. 004)
- 2 所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎 3 8 番地 2
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3 階建
 - (2) 面積 3,362.45㎡
 - (3) 開設年月 昭和 6 3 年 7 月
 - (4) 施設の利用人数 令和 4 年度 12,772 人
- 4 施設写真



- 1 名称 秋田市雄和市民サービスセンター (No. 005)
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字上大部 4 8 番地 1
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3 階建
 - (2) 面積 3,724.22㎡
 - (3) 開設年月 昭和 6 3 年 3 月
 - (4) 施設の利用人数 令和 4 年度 9,920 人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市南部市民サービスセンター (No. 006)
- 2 所在地 秋田市御野場一丁目5番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建
 - (2) 面積 2,229.44㎡
 - (3) 開設年月 平成26年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 38,202人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市南部市民サービスセンター別館 (No. 007)
- 2 所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建
 - (2) 面積 1,632.00㎡
 - (3) 開設年月 平成30年7月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 40,094人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市東部市民サービスセンター (No. 008)
- 2 所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建
 - (2) 面積 2,538.98㎡
 - (3) 開設年月 平成27年8月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 49,558人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市中央市民サービスセンター (No. 009)
- 2 所在地 秋田市山王一丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造6階建
 - (2) 面積 1,966.54㎡
 - (3) 開設年月 平成28年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 69,749人
- 4 施設写真



- 5 料金改定年月日 平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
 (No. 002～009 共通) 令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）

6 貸出区分・料金体系 (No. 002～009 共通)

| 貸出区分名 | 用途・概要等 | 使用料（1時間） | |
|---------|---|----------|---------|
| | | 改定前料金 | 改定後料金 |
| 多目的ホール | 営利を目的としない場合 | 無料 | 無料 |
| 多目的ホール | 営利を目的とする場合 500㎡未満 | 2,090円 | 2,460円 |
| 多目的ホール | 営利を目的とする場合 500㎡以上 | 4,190円 | 4,930円 |
| 地域文化ホール | 営利を目的としない場合 | 無料 | 無料 |
| 地域文化ホール | 営利を目的とする場合 250㎡未満 | 1,570円 | 1,850円 |
| 地域文化ホール | 営利を目的とする場合 250㎡以上 | 4,190円 | 4,930円 |
| 体育館 | 入場料を徴収しない場合 市民が体育に使用するとき。 | 無料 | 無料 |
| 体育館 | 入場料を徴収しない場合 市民以外の者も参加する体育 大会、講習会等に使用するとき。 | 540円 | 640円 |
| 体育館 | 入場料を徴収しない場合 その他の催しに使用するとき。 | 1,070円 | 1,260円 |
| 体育館 | 入場料を徴収する場合 体育に使用するとき。 | 910円 | 1,070円 |
| 体育館 | 入場料を徴収する場合 その他の催しに使用するとき。 | 3,180円 | 3,740円 |
| 体育館 | 営利を目的とする場合 | 11,380円 | 13,390円 |
| 和室および洋室 | 営利を目的としない場合 | 無料 | 無料 |
| 和室および洋室 | 営利を目的とする場合 50㎡未満1室につき | 210円 | 250円 |

| 貸出区分名 | 用途・概要等 | 使用料（1時間） | |
|-----------------|----------------------------------|----------|--------|
| | | 改定前料金 | 改定後料金 |
| 和室および洋室 | 営利を目的とする場合 50㎡以上100㎡未満 1室につき | 410円 | 480円 |
| 和室および洋室 | 営利を目的とする場合 100㎡以上150㎡未満 1室につき | 830円 | 980円 |
| 和室および洋室 | 営利を目的とする場合 150㎡以上 1室につき | 1,250円 | 1,470円 |
| 音楽室、調理室および陶芸工作室 | 営利を目的としない場合 | 無料 | 無料 |
| 音楽室、調理室および陶芸工作室 | 営利を目的とする場合 1室につき | 410円 | 480円 |

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件について

1 秋田市の国民健康保険税の内訳

| | | | | | | | | | | |
|-------|---------|--------|---|--------------|---------|--------|---|----------|---------|--------|
| 基礎課税額 | | | + | 後期高齢者支援金等課税額 | | | + | 介護納付金課税額 | | |
| 所得割 | 被保険者均等割 | 世帯別平等割 | | 所得割 | 被保険者均等割 | 世帯別平等割 | | 所得割 | 被保険者均等割 | 世帯別平等割 |

2 改正内容

(1) 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）について、次の期間に係る所得割額および被保険者均等割額を、当該納税義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額から減額する。

ア 単胎妊娠の場合

出産の予定日又は出産の日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月から出産予定月の翌々月までの期間

イ 多胎妊娠の場合

出産予定月の属する月の3月前から出産予定月の翌々月までの期間



(2) 納税義務者は、出産被保険者の氏名、出産の予定日等を市長に届け出なければならないこととするが、届出がなかった場合でも職権で減額できることとする。

3 改正による保険税への影響

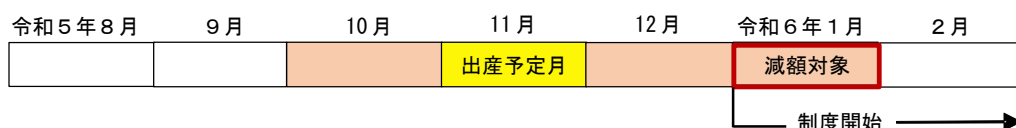
減額の総額 約150万円／年

（令和4年度に出産育児一時金を支給した世帯数（75世帯）での試算）

減額分については国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担するが、県、市負担分については地方交付税で所要額が措置される。

4 施行期日等

施行は令和6年1月1日で、改正後の条例の規定は令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るものと、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用される。



秋田市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第1条～第17条 (略) (保険税の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額および被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) <u>出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課</u></p> | <p>第1条～第17条 (略) (保険税の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の5の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第18条の2～第19条の2 （略）

（出産被保険者に係る届出）

第19条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所および生年月日
- (2) 出産被保険者の氏名、住所および生年月日
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

第18条の2～第19条の2 （略）

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の
出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出
産被保険者について同項各号に掲げる事項およ
び第2項各号に掲げる書類において明らかにす
べき事項を確認することができる場合は、第1
項の規定による届出を省略させることができ
る。

以下 (略)

以下 (略)

| 請願・陳情 | | 令和5年11月市議会定例会提出分 | | 新規・継続 | |
|---|---------------|----------------------------------|-----------------|---------|--|
| 受理 番号 | 受 理 年月日 | 件 名 | | 請願・陳情者名 | |
| 9 | 令和5年 10月5日 | 健康保険証廃止の 中止に関する意見書 の提出について | | | |
| 請願・陳情の要点 | | | 左 に 対 す る 措 置 等 | | |
| <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ法律案が成立したことは、マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換です。また、同法律案の可決後も個人情報に関する問題が次々と明らかになり、十分な審議が尽くされたとは到底思えない状況です。</p> <p>健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められています。</p> <p>よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持たず、保険診療を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め、見直すことを強く要望します。</p> <p>つきましては、健康保険証の廃止を中止することについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。</p> | | | | | |

第3期秋田市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（原案）【概要版】

厚生委員会資料
令和5年12月13日
国保年金課・特定健診課

1. 計画策定の背景、目的と取組、計画期間

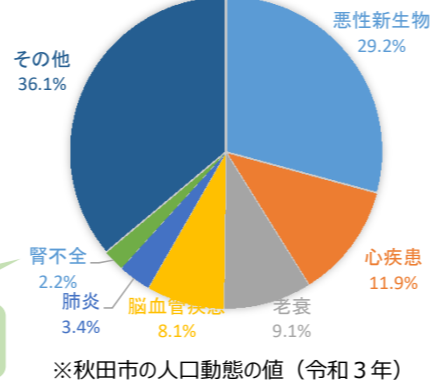
- ・現役世代の被保険者が減少する一方で医療の高度化による医療費の増大などが懸念されるため、健康や医療・介護等に関するデータを活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の遂行と医療費の適正化を目指します。
- ・被保険者が自らの生活習慣の問題点を発見し、意識して生活習慣の改善に継続的に取り組めるように支援します。
- ・被保険者の健康の増進、生活習慣病の重症化予防、生涯にわたる生活の質の維持および向上を目指し、特定健康診査や特定保健指導による生活習慣病予防と重症化予防に重点的に取り組みます。
- 計画期間
令和6年度から令和11年度まで（6年間）
※ 計画期間の中間年度となる令和8年度に中間評価を実施します。

2. 市の状況

| | |
|-------------|----------|
| 人口 | 303,048人 |
| 高齢化率(65歳以上) | 32.5% |
| 国保被保険者数 | 53,463人 |
| 被保険者の平均年齢 | 57.95歳 |

※人口と高齢化率は令和4年秋田県年齢別流動人口調査の値
被保険者数と平均年齢は令和4年度末時点の値(国保年金課集計)

主な死因の割合



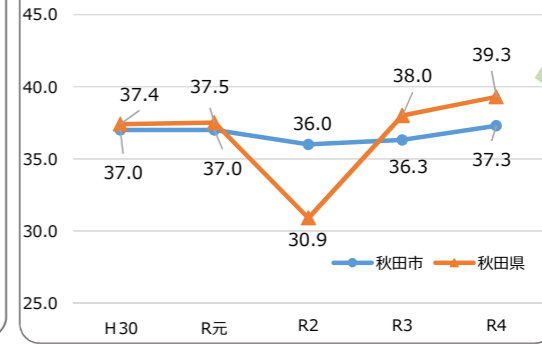
がんの他、生活習慣が原因となり得る疾病の占める割合が高くなっています。

秋田市で医療費が高い疾病(令和4年度)

| | |
|----|-------------|
| 1位 | 糖尿病 |
| 2位 | 統合失調症 |
| 3位 | 関節疾患 |
| 4位 | 高血圧症 |
| 5位 | 慢性腎臓病(透析あり) |

生活習慣が原因となり得る糖尿病や高血圧症、慢性腎臓病に多くの医療費がかかっています。

特定健診受診率



県全体では、令和2年度に大きく受診率が低下していますが、秋田市の受診率は横ばいとなっています。

3. 健康・医療情報の分析

① 健診結果等の分析

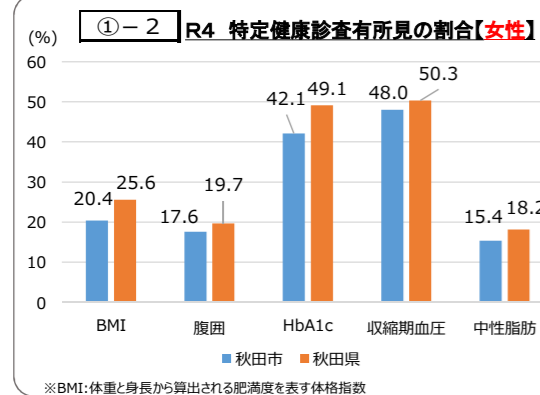
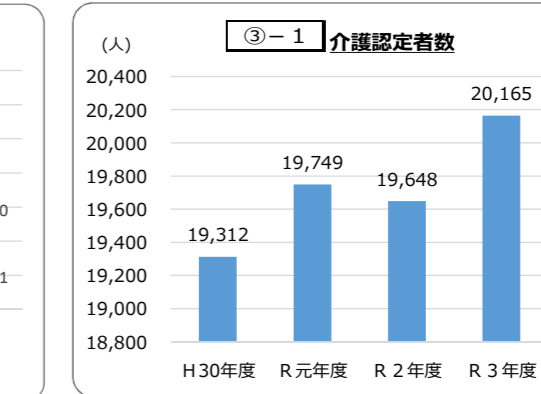
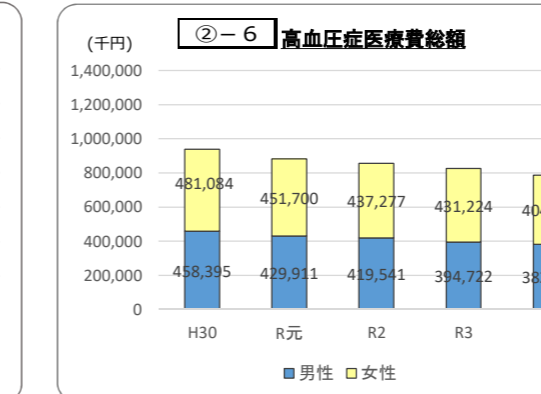
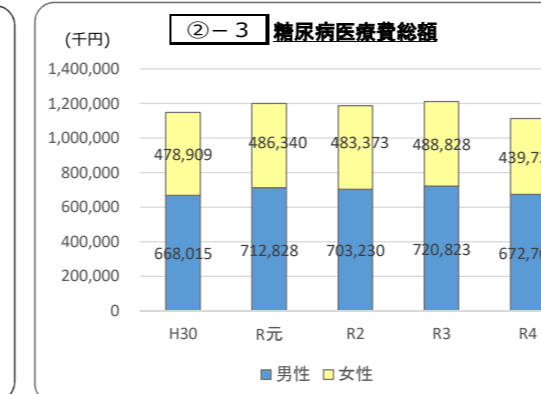
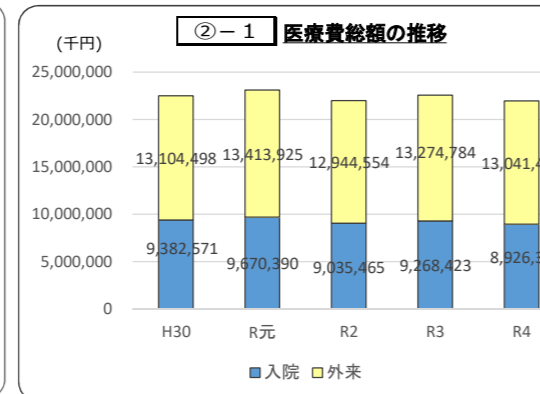
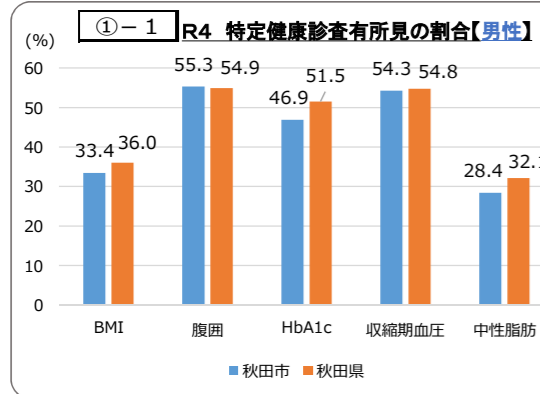
- ・特定健康診査結果では、男女ともに半数程度で、血圧、血糖関連の有所見がみられます。
- ・特定保健指導の実施率は、平成30年度は県の平均を上回っていましたが、その後は下回って推移しています。

② 医療情報の分析

- ・糖尿病医療費は、令和4年度には前年度に比べて8.0%減っており、過去5年間で最も低くなっています。
- ・人工透析実施率は、横ばい傾向に推移していますが、人工透析医療費は減少傾向にあります。

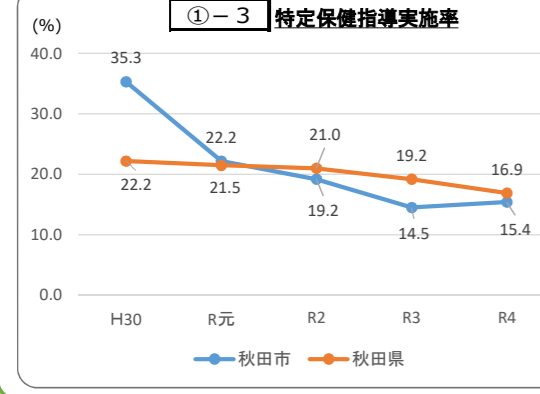
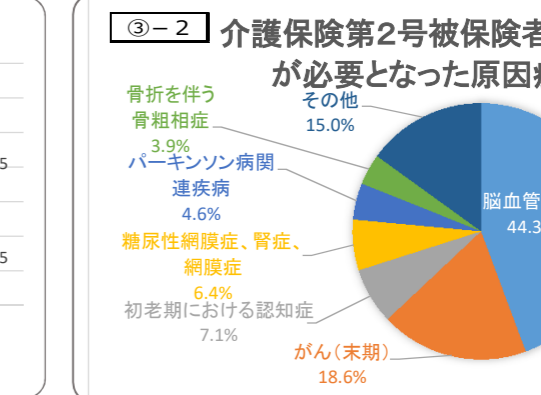
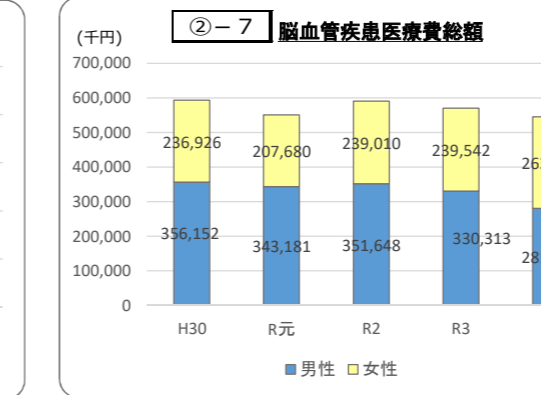
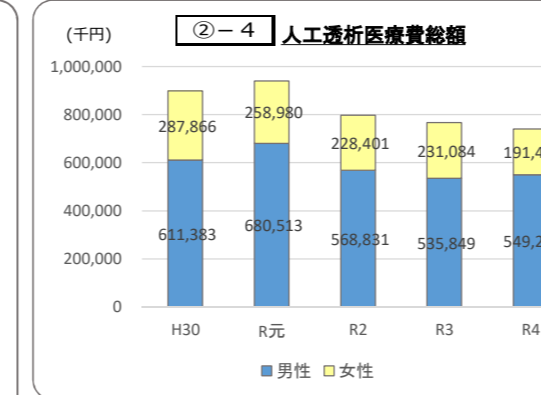
③ 介護の状況

- ・介護認定を受けている人数は、増加傾向にあります。
- ・介護保険第2号被保険者の介護が必要となった原因疾患を見ると、「がん(末期)」、「脳血管疾患」が6割を占めています。



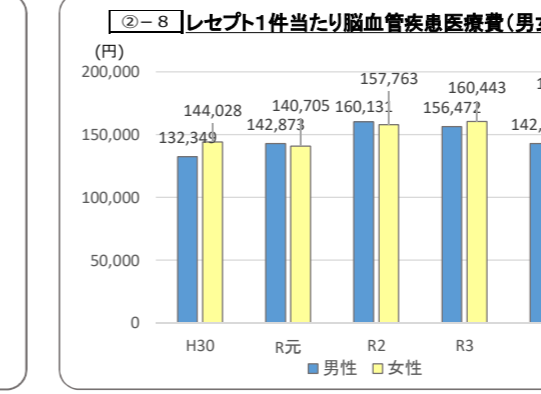
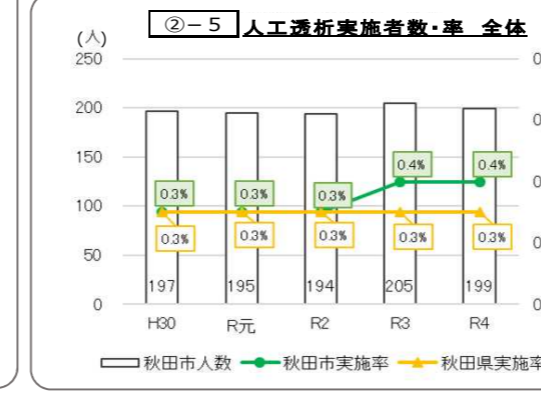
②-2 R4 外来・入院別医療費割合(疾患別)

| 疾病名 | 外来医療費(円) | 割合(%) |
|---------------|---------------|-------|
| 1 糖尿病 | 1,062,762,440 | 8.2 |
| 2 高血圧症 | 760,280,600 | 5.9 |
| 3 慢性腎臓病(透析あり) | 584,647,260 | 4.5 |
| 4 関節疾患 | 519,359,780 | 4.0 |
| 5 脂質異常症 | 438,563,210 | 3.4 |
| 6 不整脈 | 437,154,190 | 3.4 |
| 7 肺がん | 359,671,460 | 2.8 |
| 8 大腸がん | 258,676,470 | 2.0 |
| 9 統合失調症 | 239,247,270 | 1.9 |
| 10 うつ病 | 235,601,280 | 1.8 |



【入院】

| 疾病名 | 入院医療費(円) | 割合(%) |
|----------------|-------------|-------|
| 1 統合失調症 | 769,265,990 | 8.6 |
| 2 骨折 | 289,437,440 | 3.2 |
| 3 関節疾患 | 281,140,270 | 3.1 |
| 4 脳梗塞 | 264,427,590 | 3.0 |
| 5 うつ病 | 228,955,530 | 2.6 |
| 6 肺がん | 225,845,110 | 2.5 |
| 7 大腸がん | 218,217,820 | 2.4 |
| 8 不整脈 | 195,932,820 | 2.2 |
| 9 脳出血 | 168,790,460 | 1.9 |
| 10 慢性腎臓病(透析あり) | 156,042,480 | 1.7 |



※秋田市介護保険課分析(令和5年4月1日現在)
○データの出典: 国保データベース(KDB)システム



4. 第2期データヘルス計画の実施状況

特定健康診査等では、新型コロナウイルス感染症が急拡大した令和2年度以降は、不安から受診を控える動きが見られたことから、電話予約に加え、来場時間や定員の設定など安心して健診を受けられるような環境整備を図りながら受診率の向上に努めました。目標の達成には至りませんでした。全国市町村国保の前年度比の平均がマイナス4.7ポイントだった令和2年度においても、本市ではマイナス1.0ポイントの減少に抑えることができました。また、糖尿病および慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業では、未治療者に対する受診勧奨で目標を達成したほか、治療中患者への保健指導では指導途中での脱落者がいなかったことに加え、検査結果も改善傾向にあるなど事業の効果が見られました。

| 事業 | 事業概要 | 評価指標 | 目標 (R5) | R4実績 | 現状の分析と課題 | |
|---------------------------|---|----------------|---------|-------|--|--|
| 1 特定健康診査 | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐために特定健康診査を実施する。 | 特定健康診査受診率 | 50.0% | 37.3% | ・40歳代および50歳代の受診率が、60歳代や70歳代に比べ低い傾向にあるため、スマートフォン等のICT端末を活用した受診勧奨など、若年層の行動属性に即した情報発信を行う必要がある。 ・医療機関に通院中の被保険者の受診割合が低いこと、レセプトデータを分析し効果的な受診勧奨を行う必要がある。 | |
| 2 特定保健指導 | 特定健康診査によりメタボリックシンドロームと判定された受診者に対し、生活習慣病のリスクの程度に応じて、保健師・管理栄養士が保健指導を実施する。 | 特定保健指導実施率 | 35.3% | 15.4% | ・指導前後で検査値が改善している項目が多数見られ、保健指導が生活習慣病予防に有効な取組であることが裏付けられた。 ・ICT等の活用による利用しやすい指導体制の整備に加え、健診後に時間を置かず指導できる体制の検討、利用勧奨の工夫などに取り組む必要がある。 | |
| 3 糖尿病および慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業 | 糖尿病および慢性腎臓病（CKD）重症化による腎不全・人工透析への移行を予防するため、未治療者・治療中断者への受診勧奨と治療中患者への保健指導を実施する。 | 勧奨対象者に対する受診者割合 | 未治療者 | 70.0% | 76.0% | ・治療中断者の未受診理由として「治療費に負担を感じる」、「自己管理している」とあげる者が多かったことから、受診勧奨の継続に加え、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発など、ポピュレーションアプローチによる取組を強化する必要がある。 |
| | | | 治療中断者 | 70.0% | 48.4% | |
| 4 高血圧症重症化予防事業 | 特定健康診査受診者のうち高血圧症が重症化するリスクの高い者への受診勧奨を実施する。 | 勧奨対象者に対する受診者割合 | 70.0% | 48.0% | ・未受診理由として「自己測定している」、「必要性を感じない」との回答が多かったことから、受診勧奨の継続に加え、高血圧症に関する正しい知識の普及啓発など、ポピュレーションアプローチによる取組を強化する必要がある。 | |
| | 特定健康診査受診時にⅡ度高血圧以上で服薬なしの者 | 415人 | 450人 | 2.4% | | 2.7% |
| 5 がん検診の助成事業 | 被保険者へ胃がん検診や大腸がん検診など、5つのがん検診を対象とした検診料金の全額助成をするとともに、制度について周知し、各がん検診の受診率向上につなげる。 | 各がん検診の受診率 | 胃がん | 50.0% | 6.4% | ・国保に加入する全世帯を対象とした医療費通知や納税通知書に案内文書を同封、ホームページでの周知などを行ったが受診率の向上にはつながらなかったため、保健予防課（検診の実施主体）との連携した周知・啓発方法について検討する必要がある。 |
| | | | 大腸がん | 50.0% | 20.8% | |
| | | | 子宮頸がん | 50.0% | 9.1% | |
| | | | 前立腺がん | 50.0% | 18.4% | |
| | | | 乳がん | 50.0% | 7.7% | |

5. 課題解決のための保健事業と目標値

被保険者の「健康の増進」と「生活の質の維持と向上」を実現するため、健康・医療情報を分析し解決すべき課題を抽出し表に整理しました。

表では、それぞれの課題毎に、「課題解決のための目標」と「目標を達成するための保健事業」を整理しました。表の右側には、保健事業を評価するための指標を記載しています。

| 健康課題 | 課題解決のための目標 | 目標を達成するための保健事業 | 評価指標 (アウトカム指標) | 現状値 | 中間目標 (R8年度) | 最終目標 (R11年度) |
|--|---|---|--|-------------------------------------|--|--|
| 1 メタボリックシンドロームの該当者割合が増加傾向にあるため、被保険者が日頃から自身の健康状態を把握し、健康管理をしていくように意識付ける必要がある。 | 自身の健康状態を把握することができる特定健康診査を、生活習慣を振り返る機会とする。 | ・特定健康診査事業 | ・特定健康診査受診率 | 37.3% | 44% | 50% |
| 2 特定健康診査の結果では、血圧、血糖関連に有所見がみられる者が半数程度いるため、特定保健指導による生活習慣の改善および必要に応じた受診勧奨を実施する必要がある。 | 特定保健指導等とおして生活習慣の改善に取り組む被保険者を増加させる。 | ・特定保健指導事業 ・糖尿病および慢性腎臓病(CKD)重症化予防事業 ・高血圧症重症化予防事業 | ①特定保健指導実施率 ②特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 ③特定健康診査受診者に占める特定保健指導者割合 | ①15.4% ②28.3% ③8.6% | ①26.3% ②30.0% ③8.2% | ①35.3% ②30.0% ③7.9% |
| 3 脳血管疾患医療費は減少傾向にあるものの、秋田県平均より高く、特に女性の医療費の増加が大いことから、引き続き脳血管疾患のリスクとなる高血圧症等の発症予防や重症化予防に取り組む必要がある。 | 高血圧症が重症化するリスクの高い被保険者を適切な医療に結びつけることで、脳血管疾患の発症を予防する。 | ・高血圧症重症化予防事業 | ①勧奨対象者に対する受診者割合 ②血圧が保健指導判定値を超える者の割合 | ①48.0% ②52.8% | ①70.0% ②減少 | ①70.0% ②50.0%以下 |
| 4 医療費が最も高い疾病は糖尿病で総医療費の約5%を占めている。また、人工透析実施者の半数が糖尿病を併発していることから、人工透析に移行させないための支援が必要である。 | 糖尿病が重症化するリスクの高い被保険者を適切な医療に結びつけることで、糖尿病性腎症および人工透析に移行する者を減少させる。 | ・糖尿病および慢性腎臓病(CKD)重症化予防事業 | ①勧奨対象者に対する受診者割合 ②HbA1c8.0%以上の者の割合 | ①未治療者:76.0% 治療中断者:48.4% ②1.0% | ①未治療者:80.0% 治療中断者:70.0% ②1.0%を維持 | ①未治療者:80.0% 治療中断者:70.0% ②1.0%を維持 |
| 5 悪性新生物（がん）は、死因の割合が最も高いことに加え、死亡率も高く、医療費も高額であることから、検診による早期発見と予防啓発が重要である。 | がんの早期発見のために、がん検診を受ける被保険者を増加させ、死亡率を低減する。 | ・(新)がん検診・がん予防啓発事業 | ①各がん死亡率 ②各がん検診受診率 | ①14.9%~63.1% ②6.4%~20.8% | ①減少 ②6.7%~22.0% | ①減少 ②7.1%~23.2% |
| 6 高齢化に伴い医療費が増加していることから、適切な受診・服薬の促進、ポリファーマシーやセルフメディケーション等に関する周知・啓発により、医療費の適正化を図る必要がある。 | ・重複・頻回受診、重複服薬、多剤服薬の対象者数を減少させる。 ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合を上げる。 | ・適切な受診および服薬の促進 ・後発医薬品の使用促進 | ①重複・頻回受診者数 ②重複服薬者数 ③多剤服薬者数 ④後発医薬品の使用割合 | ①129人 ②8人 ③8,809人 ④82.9% | ①117人 ②減少 ③8,009人 ④85.8% | ①105人 ②減少 ③7,207人 ④88.8% |
| 7 歯周疾患の進行は、糖尿病等の生活習慣病につながるリスクが高まることから、健康への意識付けや予防的な取組により、リスクを低減する必要がある | 歯周疾患検診や歯科相談・健康教室などをつうじて、歯と口腔の健康について普及啓発し、口腔機能の維持・向上を図る。 | ・(新)歯と口腔の健康づくり事業 | ①歯周疾患検診受診率 | ①6.9% | ①増加 | ①増加 |
| 8 介護認定時の原因疾患の6割以上を「がん(末期)」と「脳血管疾患」が占めており、高齢者自らが発症予防に積極的に取り組むことが大切であることから、その取組を支援する必要がある。 | 介護予防に係る啓発セミナー等への参加者数を増加させる。 | ・(新)介護予防事業 | ①フレイル測定会への参加者数 ②はつらつくらぶ事業への新規参加者数 | ①330人/年 ②55人 | ①1,000人/年 ②64人 | ①1,000人/年 ②64人 |